

職員の給与（寒冷地手当）に関する勧告の概要

鳥取県人事委員会は、本日（9月8日）県議会及び知事に対し、職員の給与（寒冷地手当）に関する勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

なお、本年も例年どおり10月に職員の給与に関する報告及び勧告を行う予定としていますが、この給与のうち、寒冷地手当については、今年度の基準日が10月29日ということもあり、去る8月6日の国家公務員給与についての人事院勧告を踏まえて、早期に報告及び勧告を行ったものです。

概要

- 1 寒冷地手当を、今年度から廃止すること。
- 2 廃止に伴い、経過措置として今年度に限り現行規定による支給額から3万円を減じた額を支給することとする。

（考え方）

1 国の勧告内容

民間準拠を基本に抜本的な見直しを行う。

- (1) 支給地域 民間の支給状況実態を考慮し北海道を支給地域（1～3級）とし、併せて気温及び積雪量が北海道とほぼ同程度の本州の一部（4級）に限定。
（民間支給実態 北海道80.7%、他は25%以下）

本州で支給されるもの	① 市町村役場所在地の気象条件が次の要件を満たす市町村
	② ①以外で所在地の気象条件が次の要件を満たす官署
要件（指定基準）	
	ア 平均気温が0度以下かつ最深積雪15cm以上
	又は
	イ 最深積雪80cm以上

（注）要件等は人事院勧告説明会で説明されたものであり、勧告書等には記載されていない。

(2) 支給額

民間事業所の実態に併せ、支給額を約4割引き下げ

(3) 支給方法

10月末の一括支給から月額制（11月～3月の5月間）

(4) 経過措置

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
継続支給地域	▲3万円	▲2万円	▲2万円	▲2万円	▲2万円	-
指定解除地域	据え置き	据え置き	▲4万円	▲3万円	▲3万円	▲3万円

（注）経過措置は人事院勧告説明会で説明されたものであり、勧告書等には記載されていない。

2 見直しに当たっての本県の状況及び考察

(1) 国の見直し後の支給地域について

→ 日野町、江府町、溝口町の3町

この3町について、実際の気候条件が県内の他の地域に比べて著しく寒冷であると判断することは困難。

(2) 県内民間の支給状況について

- ① 今年、本委員会が実施した97事業所のうち、寒冷地手当が支給されていたのは、5事業所(5.2%)であった。
- ② 昨年10月の人事院の調査では6.4%とされている。

3 改正に当たっての判断

(1) 寒冷地手当の見直しについて

以上により、支給地域を人事院勧告に準拠した場合、職員間に不公平感が生じる可能性があること及び民間事業所の支給実態が少ないことから、寒冷地手当は廃止すべきであると判断した。

(2) 経過措置について

本県において、5年連続の給与の引き下げ及び特例条例による給与の減額措置が行われている中、6年連続で年間給与がマイナスになるなど厳しい内容となることもあり、職員の士気も考慮し、今年に限り現行規定による支給額から平均支給相当額である3万円を減じた額を支給することが妥当と判断した。

【参考】

	支給人員	支給額
現行制度	約11,300人	約317百万円
経過措置	約6,100人	約45百万円
差引	△5,200人	△約272百万円

(平成16年地方公務員給与実態調査による推計)